

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が令和5年5月24日付けの保護決定通知書により請求人に対して行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分の取消しを求めているものと解される。

この決定では金額がひくくて生活ができません。

収入認定のところで仕送り3万円を送るように〇〇にきょうはくされました。

家賃が12月の保護費からさげられているので（53,700円）、家がみつかるまで住宅扶助をもとにもどして下さい。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 6 年 6 月 1 3 日	諮問

令和 6 年 7 月 2 6 日	審議（第 9 0 回第 2 部会）
令和 6 年 8 月 2 7 日	審議（第 9 1 回第 2 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法 8 条 1 項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和 3 8 年 4 月 1 日厚生省告示第 1 5 8 号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

そして、保護費の額の算定は、保護基準によって、法 1 1 条 1 項各号に掲げられている保護の種類（生活扶助、住宅扶助等）ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 保護の種類

法 1 0 条は、保護の要否及び程度を判断する場合の単位として、世帯を原則とすることとし、法 1 1 条 1 項は、保護の種類として、1 号に生活扶助を、3 号に住宅扶助を、4 号に医療扶助をそれぞれ挙げている。また、法 1 2 条は、生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの（1 号）又は移送（2 号）の範囲内において行われるとし、法 1 5 条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して医療扶助を行うものとし、その範囲に移送（6 号）を定めている。

そして、保護基準別表第 4・医療扶助基準 4 は、移送費は、「移送に必要な最小限度の額」としている。

(3) 臨時的最低生活費

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 3 6 年 4 月 1 日付厚生省発社第 1 2 3 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」とい

う。)第7・2は、臨時的最低生活費(一時扶助費)は、特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであることとし、その特別の需要のあるものとして、日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要等を挙げている。

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7・2・(5)・アは、被保護者が次のいずれかに該当する場合であって、次官通知第7に定めるところによって判断した上、必要と認めるときは、それぞれに定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして被服費を計上して差し支えないこととし、同・(カ)で、その該当する場合として、常時失禁状態にある患者(介護施設入所者を除く。)等が紙おむつ等を必要とする場合は、月額21,700円以内としている。

(4) 収入認定

次官通知第8・1・(2)は、収入に変動があるときの申告についてはあらかじめ被保護者に申告の要領、手続等を十分理解させ、つとめて自主的な申請を励行させることとし、同・(3)は、収入に関する申告は、収入を得る関係先、収入の有無、程度、内訳等について行わせるものとし、保護の目的達成に必要な場合においては、上記の申告を書面で行わせることとしている。なお、その際これらの事項を証明すべき資料があれば、必ずこれを提出させることと定めている。

次官通知第8・2(収入額の認定の原則)は、収入の認定は、月額によることとし、同・3・(2)・ア・(ア)は、年金その他の公の給付については、その実際の受給額を認定することとしている。

局長通知第8・1・(4)・アは、国民年金法等による給付で、1年以内ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとしている。

(5) 月の途中の保護変更に係る最低生活費の計算方法

局長通知第7・2・(2)・ケ・(イ)は、月の途中で新たに介護保険料加算を認定し又は認定をやめるべき事由が生じたときであっても日

割計算を行う必要はないこととしている。

そして、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7の問19・（答）は、最低生活費の日割計算について、30日を分母として日割計算をすることを原則としている。

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問7-13・（答）は、実施要領に特別の定めがない限り日割計算により認定すべきであるとしている。

東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2017」（以下「運用事例集」という。）問6-1「最低生活費の日割計算の原則」1は、世帯員の死亡が発生した場合の保護の変更については、変更日は死亡の翌日とし、変更日の前日までを旧基準、変更日からを新基準とするとしている。そして、問6-2「最低生活費の日割計算の方法」は、当該変更によって増減する最低生活費の増減額について日割計算を行い、その結果得られた算出額を当該変更前の最低生活費の月額から加減する方法を原則とするとしている。

「〇〇区介護保険条例」（平成〇〇年〇〇区条例第〇〇号。以下「介護条例」という。）15条2項は、保険料の賦課期日後に資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもって行うとしている。

(6) 次官通知等の取扱い

なお、次官通知、局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく処理基準である。

また、問答集及び運用事例集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

2 本件処分についての検討

本件処分について、以下のとおり検討する。

(1) 介護保険料

介護条例 15 条 2 項では、介護保険の第 1 号被保険者の資格を喪失したものの介護保険料の算定は、その前月までとするところ（1・(5)）、処分庁は、父が令和○年○月○日に死亡したことから、同年 4 月までの算定とし、保護変更日を同年 5 月 1 日として父の介護保険料加算を削除したことは、適正な処理といえる。

(2) 収入認定

収入に関する申告は、収入を得る関係先、収入の内訳等について被保護者に書面で行わせることとするところ（1・(4)）、処分庁が令和 5 年 5 月 1 日にすでに収入認定していた父への仕送り金 30,000 円について、同月 8 日に請求人が提出した収入申告書に記載されていたことから、同月○日に亡くなった父への仕送り金 30,000 円を請求人世帯の収入として認定したことが認められる。

また、毎月の年金収入は、次官通知により収入認定の対象となるところ（1・(4)）、同月 1 日に収入認定していた、亡くなった父の同月分の老齢基礎年金 31,800 円及び年金生活者支援給付金 1,832 円の計 33,632 円を、同月○日付で請求人のその他の収入に変更し、収入認定したことが認められる。

そして、上記仕送り金及びその他の収入を合計した請求人世帯の同年 5 月分の収入 63,632 円を、同月○日付けで同月分の収入と認定したことは、上記 1・(4)のとおり適正な処理と認められる。

また、同年 6 月 1 日以降は、亡くなった父の老齢基礎年金、年金生活者支援給付金の収入認定は別途行うこと、及び仕送りの事実が確認できないことから、処分庁が、同日付けでいずれも収入認定から削除したことは、適正な処理と認められる。

(3) 基準生活費及び住宅扶助

世帯員が死亡した場合、保護の変更日は死亡の翌日とし、変更日の前日までを旧基準、変更日からを新基準とするとし、当該変更によって増減する基準生活費の増減額について日割計算を行い、その結果得られた算出額を当該変更前の基準生活費の月額から加減する方法を原則とするところ（1・(5)）、処分庁は、令和○年○月○日に父が死亡したことから、同月○日付けで世帯主を父から請求人に変更し、課長通知第 7 の問 19・(答)に従って基準生活費の日割計算を行い(同)、同月分の請求人世帯の基準生活費の金額を 117,940 円から 94,672 円にした結果、同月分の保護費を 121,308 円から 98,

040円に変更したことがそれぞれ認められる。

そして、請求人の同年6月分の保護費を、基準生活費を76,880円、住宅扶助67,000円の計143,880円としたことは、適正な処理と認められる。

(4) 一時扶助

医療移送費は、保護基準のとおり移送に必要な最小限度の額とするところ(1・(1))、処分庁が請求人に対し、令和5年6月1日付けで、請求人に支給決定した同年4月分の医療移送費1,320円は、合理的経路による必要最小限度の額を支給するものと認められる。そして、被服費(紙おむつ等)についても、局長通知に定める支給額の範囲内において計上した額を処分庁は請求人に支給するところ(1・(3))、同月分の被服費(紙おむつ等)2,434円は支給額の範囲内で実費支給したものであるから、いずれも適正な処理と認められる。

(5) 小括

以上によれば、請求人からの一時扶助申請及び父の死亡報告を受けて、令和5年5月1日付け、同月〇日付け及び同年6月1日付けで、それぞれ上記(1)ないし(4)のとおり保護変更決定をした本件処分は、上記1に記載の法令等の定めに則って行われていることが認められる。

支給額の算定についてみると、生活扶助の一部である基準生活費は、保護基準が定める年齢別、世帯構成別、所在地域別などの区分(請求人の場合、変更前の令和5年5月分については、75歳以上、60～64歳・2人世帯・1級地－1の各区分に、同年6月分については、60～64歳・1人世帯・1級地－1の各区分に該当する。)に正確に当てはめた上で行われたものと認められる。

よって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

(1) 基準生活費について

請求人は、第3のとおり、本件処分による請求人の保護費の額が低くて生活できない旨を主張し、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

しかし、本件処分が、保護基準に則って適正に算定されていることは、上記2のとおりである。

(2) 住宅扶助について

また、請求人は、転居先が見つからない中で、令和5年12月に住

宅扶助が５３，７００円に減額され、生活を圧迫していることから、転居先が見つかるまでは、同年１１月までの住宅扶助である６７，０００円（請求人は６，７００円と主張するが、誤記と認められる）に戻してほしいと主張している。

しかしながら、本件処分において、請求人の住宅扶助は変更していないから、この点に係る請求人の主張は本件処分の取消理由とはならない。

４ 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

後藤真理子、筑紫圭一、中村知己

別紙（略）